

ESG/統合報告トピック調査

統合報告書におけるSSBJ基準等の影響分析レポート

2025.11.26

主席研究員 公認会計士 松苗 茂樹

2025年3月にサステナビリティ基準委員会(SSBJ)は我が国で初めてとなるサステナビリティ開示基準(以下、SSBJ基準)を公表した。SSBJ基準は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が2023年6月に公表したグローバルベースラインであるIFRS S1号・S2号(以下、「ISSB基準」)をベースとしており、2025年3月期の報告から任意適用が可能となっている。これを踏まえ、統合報告書におけるSSBJ基準(ISSB基準を含む)等の活用状況を調査した。

調査概要

- **調査対象:** 2025年1月1日から9月30日までに公表された「狭義の統合報告書」(※1) 669社。統合報告書から参照されている情報を含む。
- **調査方法:** 調査対象の報告書を対象に、「SSBJ」「ISSB」「S1」「S2」および、「CSRD」(※2)「ESRS」(※3)のキーワード検索を実施し、活用状況を分析した。

※1 狭義の統合報告書: 統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、WEB等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す。

※2 CSRD: 企業サステナビリティ報告指令

※3 ESRS: 欧州サステナビリティ報告基準

トピック サマリー

- 統合報告書作成の参考ガイドラインとしてSSBJ基準(ISSB基準含む(以下同様※))を記載していた企業は6社。
- マテリアリティ特定の際の開示トピック(重要課題)をリストアップする際の参考としてSSBJ基準を挙げている企業は9社。
- SSBJ基準への対応の方針や、同基準を参考にした開示を進めていくことを記載している企業は30社(4%)。

※ISSB基準はSSBJ基準のベースとなった基準であり、当調査では両者を特段区別していない。

調査結果詳細

(1)編集方針において参考ガイドラインとして活用している旨

統合報告書の冒頭に記載される「編集方針」で統合報告書作成の参考ガイドラインとして、「価値協創ガイダンス」や「IIRC国際統合報告フレームワーク」を挙げる企業は多い。その中で、SSBJ基準を挙げている企業が6社確認できた。なお、欧州基準(CSRD/ESRS)を挙げている企業も3社あった。

(2)マテリアリティ(サステナビリティ上の重要課題) 特定プロセスにおける活用

マテリアリティ特定プロセスでは、一般的に、サステナビリティ課題(社会課題等)をリストアップする段階がある。

この段階では、GRIスタンダード、SASBスタンダード、ISO26000などの利用が多い。その中で、SSBJ基準を活用していると記載する企業が9社あった。また、CSRD/ESRSを活用した企業も11社あり、SSBJ基準を活用した企業を上回った。

さらに、マテリアリティ特定のプロセスにおいて、SSBJ基準のフレームワークを活用している(又はする)と記載した企業が3社あった(うち1社は準備中、うち2社は、気候変動についてSSBJを参照してリスク・機会を特定と記載)。また、ESRSフレームワークを活用していると記載した企業も2社見られた(うち、1社は準備中)。

(3)SSBJ基準に沿った開示の準備等に関する記載

SSBJ基準等に沿った開示準備を進めている、または検討していると記載した企業は30社（4%）だった。これらの記載は、トップメッセージや気候変動関連ページ、サステナビリティ全般に関するページなどにわたっていたが、その開示が統合報告書での開示を指すのか、有価証券報告書の法定開示を意図したものは、明確に判断できなかった。なお、CSRD/ESRSへの対応準備に言及した企業も7社あった。

(4)SSBJテーマ別基準第2号「気候関連開示基準」を参考にした開示

気候関連の記載ではSSBJテーマ別基準第2号「気候関連開示基準」を参考に行っている等と記載した企業が7社あった。

なお、SSBJ基準に「準拠」するには、原則として、サステナビリティ開示「ユニバーサル基準」「テーマ別基準第1号「一般開示基準」」及び「テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」」を同時に適用する必要がある（ISSB基準であればS1,S2を同時適用）。したがって、SSBJテーマ別基準第2号のみを用いた開示や一部の規定に従った開示をもってSSBJ基準に「準拠」と表現することは誤解を招くおそれがあり、注意が必要である。

また、SSBJ基準を活用している旨の表現については、[SSBJハンドブック「SSBJ基準のすべてのために準拠していない場合の開示」](#)（2025年6月30日公表）で、SSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性のある次のような記載は「不適切であると考えられる」とされている。

<図表：不適切であると考えられる例と理由>

不適切であると考えられる例	不適切と考える理由
〇〇についてはSSBJ基準に準拠して作成している	SSBJ基準のすべてのために準拠していないにもかかわらず、SSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性あり
〇〇を除きSSBJ基準に準拠して作成している	
〇〇についてはSSBJ基準第〇項に基づき開示している	SSBJ基準への準拠には言及されていないが、参考にして作成していると記載することでSSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性あり
〇〇についてはSSBJ基準を参考にして作成している	

SSBJハンドブックはSSBJ基準そのものではなく、強制力のあるものではないものの、「参考に行っている」という表現でさえ不適切とされていることから、SSBJは、非常に慎重な開示を求めているといえる。したがって、たとえば、「参考に行っている」と記載するような場合、準拠しているわけではない旨も併せて記載するなど慎重な記載が必要と思われる。

(5)その他

その他、「サステナビリティ委員会」でSSBJ基準への対応を議題とした企業が5社、「取締役会」で同内容を議題とした企業が3社あった。また、サステナビリティ委員会でCSRD/ESRS対応を議題とした企業が5社あった。さらに、SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報と財務情報の同時開示を見据え、統合報告書の発行時期を早めた企業が1社あった。

これらの動向は、SSBJ基準への対応が、すでに企業の経営レベルで議論され、実際の開示実務やスケジュールに影響を与え始めていることを示していると言える。

まとめ

当調査はキーワード検索によるものであるため、SSBJ基準を参考にした開示が実際には存在しても検出できない可能性もある点に留意が必要である。その上で調査結果をまとめると、SSBJ基準の義務化を控え統合報告書の記載内容へも影響が徐々に現れ始めているものの、全体としてはその影響は限定的であった。その中でも、比較的多く影響が見られたのはマテリアリティの特定プロセスや気候変動関連の開示であったと言える。

また、当調査では、SSBJ基準に準拠した開示を行っている企業は確認できなかった。プライム市場上場企業が報告する有価証券報告書では、時価総額に応じ、SSBJ基準に基づく開示が段階的に義務化される見込みである。義務化まで数年の猶予があるが、まず統合報告書で可能な範囲からSSBJ基準の開示要求に対応し、後に有価証券報告書の法定開示へつなげる段階的アプローチをとる企業が出てくる可能性がある。そのような段階的アプローチをとる場合でも、統合報告書でSSBJ基準に準拠していると誤解をされる表現は避ける必要がある。